

適用条件

1	婚姻期間20年以上	入籍してから20年以上経っていること。内縁関係は認められません。
2	居住用不動産かその取得のための金銭	マイホームか、あるいはマイホームの購入資金のいずれかです。
3	翌年3月15日までに住み、その後も住み続けること	贈与を受けた翌年3月15日までに住み、その後も住み続けなければなりません。
4	一生に一度の適用	この特例は同一の配偶者からの贈与につき、一生に一度しか使えません。
5	申告が必要	贈与税が発生しない場合でも、贈与税の申告が必要になります。